

同志社大学心理学部では、心理学研究における個人情報保護のためのガイドラインを以下のように定めました。心理学部およびその関連組織において心理学研究を進めるものはガイドラインを遵守して研究活動を行ってください。また、「同志社大学「人を対象とする研究」倫理規準」「日本心理学会倫理規程」などの規程も参照して下さい。

心理学研究における個人情報の保護のためのガイドライン

2005 年 12 月 19 日

2018 年 1 月 18 日改訂

同志社大学心理学部

I 個人情報とは

個人情報とは（ア）個人に関する情報であり、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの、（イ）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの、（ウ）個人を識別できる符号（例：パスポート番号）が含まれるもののことをいう。

例えば、氏名や学籍番号は個人情報であり、その情報と共に記載されたその人の情報（例：住所、電話番号、性別、年齢、実験やアンケートの結果）は全て個人情報である。また、複数のリストを照合することなどにより容易に個人が特定できる場合には個人情報になる。また、研究対象者（被験者）の顔が映ったビデオや写真などは、学籍番号や氏名が伴っていなくても個人情報である。

II 個人情報の保護に関する方針

以下の方針に従うこと

A. 個人情報の取得について

A-1. 利用目的をできるだけ特定し、利用目的の範囲内で取得をする

研究目的との関係で真に必要な情報のみしか収集してはならない。性別や年齢は、研究を報告する上で不可欠であることが多いが、学部・学年など、匿名加工（Cを参照）してデータを保管した場合にも、個人を特定する有力な手がかりとなる情報はむやみに聞かない。

研究対象者募集の際に連絡先（電話番号やメールアドレスなど）を聞くことはできる限り控える。真にやむを得ぬ事情により聞く場合は、Bに示すようにデータの保管・管理を厳重に行うこと。

A-2. 利用目的を研究対象者に説明する（取得前でも取得後でもよい）

研究のインフォームド・コンセントの一部として、どのような個人情報をどのような目的で利用するために収集するのか、研究対象者に十分な説明を行うこと。研究計画上、事前に研究対象者に対して研究内容の全情報が開示できない場合には、事後に情報を開示し、開示しなかった理由なども十分に説明する。

A-3. 特別にプライベートな事柄を尋ねる場合は、本人の事前同意をとる

人種、心情、社会的身分、病歴、健康診断の結果など、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する内容を含

む個人情報に要配慮個人情報といい、取得する場合は本人の事前同意が必要である。また、同志社大学の研究倫理委員会での審査を受けることが望ましい。

B. 個人情報の保管・管理について

B-1. 学生の個人情報の取り扱いの責任者は指導教員であり、教員の個人情報の取り扱いの責任者は研究室主任である

個人情報の保護に関して疑問や問題などがある場合には、必ず責任者に相談すること。指導教員に相談することが困難な学生は、研究室主任あるいは教務主任の教員に相談すること（注1）。

B-2. 情報の紛失・漏えい等が生じた際にはすみやかに責任者に報告する

事故はあってはならないが、生じた際にはすみやかに情報の提供者ら関係者に連絡・謝罪することが必要である。そのためにまず、すみやかな事実関係の把握が極めて重要である。個人情報であるかどうかに関わらず、情報の紛失・漏洩などがあった場合には責任者にすみやかに報告すること。紛失・漏洩などの疑いがある場合（紛失したかどうか確認できていない場合など）にもすぐに報告する。

B-3. 個人情報は実験室、ゼミ室、教員研究室から持ち出さず、研究責任者および研究実施者以外の者による閲覧を原則として禁止する

個人情報が含まれる調査用紙や、やむを得ない事情で個人データ（個人情報が入力されデータベース化されているもの）が記録された電子媒体（USB メモリーなど）は、実験室、ゼミ室、教員研究室の施錠できるロッカーに保管し、研究実施者以外が容易に個人データの閲覧ができないようにする。

データ入力を情報処理教室などで行う際にも、個人が特定できる状態のまま調査用紙などのデータを持ち出すことはしない。また、個人データをゼミ室の共有コンピュータなどにパスワード等による保護無しに安易に保存し、放置してはならない。

B-4. 電子媒体を持ち運ぶ場合の情報の漏えいを防止する

やむを得ない事情で個人情報が記録された電子媒体を持ち運ぶ場合は、必要な情報のみを抜き出すこと。データのファイルおよび電子媒体は、必ずパスワード等による保護を行う。

B-5. 利用目的に応じ不要になった場合は適正に削除・消去する

個人情報に対する研究上の必要性が消失した場合には、すみやかに廃棄する。インフォームド・コンセントの手続きを経て合意した保管期間がある場合はそれに従う。

廃棄に際しては、復元不可能な手段を採用する。例えば書類の場合は「機密廃棄」を実験準備室に依頼する、またはシュレッダー処理を行う。個人データが記録された機器や電子媒体等の場合は、専用のデータ削除ソフトウェアを利用する、または物理的に破壊する。

B-6. 外部からの不正アクセス、情報システムの使用に伴う漏えい等を防止する

外部ネットワークとの接続による不正アクセスを遮断するため、個人データを扱うコンピュータなどのオペレーティングシステムやソフトウェア等を最新の状態に保持し、セキュリティ対策ソフトウェアを必ず導入する。Google Form などの外部サイトを使うことはできる限り避ける。

研究対象者にメールによる連絡をする際は、メールの誤送信による個人情報の流出の危険性に留意し、原則として個人ごとに送信する。やむを得ず一斉送信する際には、必ず Bcc 欄を利用する。また、研究対象者から受信したメールや、送信履歴等は、研究上の必要性が消失した時点で全て削除するようにすること。

C. 匿名加工について

C-1. 個人情報をコンピュータに入力する際には、匿名加工を行う

匿名加工とは、個人情報から個人を識別することができる情報を削除して、特定個人が識別できないように加工することをいう。例えば質問紙調査において、同意書など個人情報の記入を求める用紙と調査用紙の本体をセットにして配布する場合は、分離して回収・保管するようにして、氏名や学籍番号を調査データと連結させて入力することは絶対にしないこと。

C-2. 研究上やむを得ない理由がある場合以外は、連結可能匿名化ではなく、連結不可能匿名化を行う

連結可能匿名化とは、匿名加工によって個人を識別できる情報を取り除く際に、新たに ID（連結符号）をつけ、ID と個人情報の対応表を作成することである。これは、研究対象者からのデータ開示や廃棄の請求がある可能性が高い場合など、やむを得ない理由がある場合にのみ用いる。対応表についても B で述べたような厳重な管理が必要となる。

連結不可能匿名化とは、対応表を作成しないことで、個人情報の復元が不可能な状態にすることをいう。研究を実施する際には、原則として連結不可能匿名化を行うことができるような調査・実験の方法を検討すること。例えば、同一の研究対象者に複数回の調査をする場合、氏名や学籍番号で連結させるのではなく、数字やアルファベットなどの組み合わせによってその対象者にしか回答できない ID を設定するなどの工夫をすることで、連結不可能匿名化が可能である。

以上

注 1：2019 年度の研究室主任：田中，教務主任：武藤